

小浜・岩間地区復興ブランドデザインを策定

○お問い合わせ
ふるさと再生課
被災者支援グループ
☎22・7437

復興ブランドデザインとは

東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた被災地区においては、生活や産業の基盤が大きく損なわれました。



勿来八景「小濱夕照」

高台から見た岩間地区

小浜・岩間地区での策定の経緯

小浜および岩間の両地区は、連携して復興に取り組むため、昨年一月から延べ十三回にわたり合同で会議を開催しました。会議では両地区の代表の皆さんが意見交換を行うとともに、行政を交えての議論・検討を重ねながら計画

「復興ブランドデザイン」は、地区の復興と将来に向けた新しいまちづくりの目標や進めるべき施策・方策を明らかにし、地区の皆さんの主体的な復興・まちづくり活動と、地区に関する行政施策の指針として活用するための計画です。市内では、すでに久之浜・大久地区と沼ノ内・薄磯・豊間地区の二地区で、復興ブランドデザインを策定しており、地区の皆さんと行政が協働で、計画の具現化に取り組んでいます。

計画の具現化に向けて

同計画では、基本理念に沿って、まちづくりの目標を達成するため、五つのテーマを設定しました。また、実施主体を「行政」「住民」「民間等」に実施期間を「短期」「中期」「長期」に分け、テーマを実現するための具体的方策を位置付け、特に、先導的、優先的に取り組む五つの重点プロジェクトを設定しています。今後、両地区では推進体制を構築し、復興ブランドデザインの具現化に取り組めます。

市は、実施主体となる具体的方策の着実な推進を図るとともに、沿岸域津波被災地プロジェクトチームが今後も継続して、地区の取り組みを支援していきます。

市は、実施主体となる具体的方策の着実な推進を図るとともに、沿岸域津波被災地プロジェクトチームが今後も継続して、地区の取り組みを支援していきます。

内郷地区まちづくり懇談会を開催

～ずっと住み続けたい 歴史と健康のまち うちごう 宝の郷づくり～

内郷地区まちづくり懇談会を7月28日、御厩小学校で開催しました。同懇談会では「ずっと住み続けたい 歴史と健康のまち うちごう 宝の郷づくり」をテーマに、地区住民の皆さんと市長・関係部長など約200人が、意見を交換しました。その主な内容を紹介します。



観光まちづくりについて熱心に提案する参加者

○内郷地区の観光のあり方について

【提言】観光政策の基本は、お客様の満足度を高め、リピーターの増加を目指すことにあると思います。

地元関係者と自治体が、JRグループをはじめ、全国の旅行会社などと連携して行った国内最大級の観光キャンペーン「ふくしまデスティネーションキャンペーン」の成果を踏まえ、内郷地区の観光のあり方について、市の考えを。

【市】同キャンペーンで、本市特別企画として実施した「白水阿弥陀堂の新緑ライトアップ」には、三十日間で約三万人もの皆さんに

を全国に発信することができました。

また、地元のライトアップ実行委員会などを中心に地域が主体となった「おもてなし」を行っていただき、観光関係機関や行政などが側面・後方から支援した結果、大きな成果が得られました。

市では、新緑ライトアップを成功事例の一つのモデルとしながら、内郷地区まちづくり計画の目標「歴史資源を生かした観光魅力の増大」に向け、県内唯一の国宝建造物・白水阿弥陀堂を中心に、歴史的文化遗产や自然等の多様な観光資源と、地酒や漬物、薬膳料理等の地場産品などを有機的

基本理念

人の和 まちの輪 自然の環 一絆のある郷づくり

基本理念に沿ってまちづくりの目標を達成するために、5つのテーマを掲げるとともに、テーマを実現するための67の具体的方策に取り組んでいきます。

まちづくりの目標	安全・安心なまちづくり	災害に強く、安全に、安心して暮らせる環境づくり、仕組みづくりに取り組めます。
	自然と共生・美しいまちづくり	恵まれた自然環境や海などの景観を生かしながら、美しい景観づくりに取り組めます。
	暮らしやすいまちづくり	道路、公園などの充実や活用、福祉や教育などの環境づくりに取り組めます。
	活気と豊かさを育むまちづくり	漁業の再興、農業、商業、観光の新たな展開、エネルギー産業との連携などに取り組めます。
	人と文化が息づくまちづくり	地区の良さを伝えるため、住民の絆や内外の交流、文化継承や情報発信などに取り組めます。

復興まちづくりのテーマ

和の心で安心して住めるまち

一海・山・自然とともに人が集う癒しの町一



今後の地区のまちづくりに向け、意見を交換

に連携させながら、持続的な観光誘客につなげていきたいと考えています。

○小規模企業者を対象とした条例の制定について

【提言】国では「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、小規模企業に焦点を当てた「小規模企業振興基本法」を平成二十六年六月に制定しました。同法に基づき策定された「小規模企業振興基本計画」では、商工会などの支援機関が果たす役割が重要なことから、国・都道府県・市区町村は、その機能を十分引き出せるよう配慮するとされており、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備が求められています。

これを踏まえ、小規模企業者を対象とした条例の制定について、市の考えを。

【市】中小企業や小規模企業は、本市の経済や雇用を支える重要な役割を担っています。人口減少が進む中、本市経済の再生・活性化に向けては、その育成・振興が必要だと認識しています。このため、中小企業や小

規模企業の振興に係る条例の制定に向け、本年度、商工会をはじめとした商工団体や、大学、金融機関、産業支援機関などで構成する懇談会を設置します。

懇談会では、条例の名称を含め、中小企業や小規模企業に対する振興のあり方さらには、市や関係団体等の責務などについて検討し、本年度末をめどに条例案を取りまとめたいと考えています。

※懇談会の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください（今月中旬掲載予定）。